

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給する ことができないものを調達す るとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 土地積更及び土地地目変更登記については、調査及び測量に基づいて図面や現地調査書等を作成する必要があり、これら業務については、土地家屋調査士の資格を有し、調査士名簿に登録された者に依頼する必要がある。 また、土地家屋調査士の報酬については、全ての調査士が所属する土地家屋調査士会において報酬規定が定められているため、競争性がない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定により官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量又は登記の嘱託・申請の適切かつ迅速な実施に寄与する目的で設立された社団法人であり、調査士名簿に登録されている調査士を社員として構成されている。 岐阜県下にあつては、(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が官公署の嘱託登記の手続を専門に取り扱っており、当該業務に精通しているうえ、調査士名簿に登録されている県下全ての土地家屋調査士が加入しているため、官公署の嘱託登記に関しては他に依頼することができない。</p>